

# 七尾市事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した市内の事業者に対して事業継続を支援します。

## 【申請受付期間】

令和3年9月1日（水）から10月31日（日）**必着**

※**郵送受付のみ**となります。

## 【申請の主な要件】

- ・市内の中小企業者及び個人事業主
- ・令和3年1月から8月の連続した3か月の合計売上金額が令和元年と比較して20%以上減少している事業者
- ・七尾市宿泊業継続支援金を受給していない事業者

## 【支援額】

中小企業者（法人）▶▶▶ **20万円**

個人事業主（個人）▶▶▶ **10万円**



※全業種対象で申請は1回限り

本資料は七尾市ホームページに掲載しています  
<https://www.city.nanao.lg.jp/sangyou-s/jigyokeizokukinkyuusienkin.html>



七尾市事業継続緊急支援金

検索



# 七尾市事業継続緊急支援金について

## 1. 申請受付方法及び期間

### (1) 申請受付方法

#### 郵送受付のみ

申請書類①から⑥を次の宛先に簡易書留など郵便物の追跡が出来る方法で送付してください。

(宛先) 〒926-8611

七尾市袖ヶ江町イ部25番地 産業部産業振興課 宛て

### (2) 申請受付期間

令和3年9月1日(水)から令和3年10月31日(日) 必着

## 2. 申請要件

七尾市内に主たる事業所を置く中小企業者又は個人事業主で、以下の条件を満たすこと。

- ① 令和2年5月31日までに創業（開業）している者
- ② 中小企業基本法第2条第1項の各号のいずれかに該当する者
- ③ 令和3年1月から8月のうち、連続した3か月の合計売上金額が令和元年の同じ時期と比較して20%以上減少している者  
※令和元年6月以降に創業（開業）した者は令和2年1月から8月と比較
- ④ 令和元年又は令和2年の売上が50万円以上である者
- ⑤ 確定申告等で事業所得の月毎の収入がわかる者
- ⑥ 七尾市宿泊業継続支援金を受給していない者  
※事業収入が事業以外（給与・年金等）の収入より少ない場合は対象外となります。

## 3. 申請書類（以下の①②③の書類は七尾市のHPよりダウンロードできます）

- ① 七尾市事業継続緊急支援金申請書
- ② 売上高等確認表
- ③ 七尾市事業継続緊急支援金請求書
- ④ 営業に必要な許可証等の写し  
(税務署に提出した開業届の写し、飲食店営業許可証、菓子製造業営業許可証等)
- ⑤ 本人確認書類（写し）  
(法人) 法人登記事項証明書（現在又は履歴事項証明書）  
(個人) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
- ⑥ 振込先のわかるもの（通帳のコピー等）  
※その他、申請確認のために必要な書類（月毎の売上がわかる台帳等）の提出をお願いします。

### <お問い合わせ>

- 七尾市産業部産業振興課 TEL: 0767-53-8565  
E-mail: sangyou-s@city.nanao.lg.jp
  - 七尾商工会議所 TEL: 0767-54-8888
  - 能登鹿北商工会 TEL: 0767-66-0001
- ※午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日は休み）